令和7年4月保育所等利用申請のしおり

令和6年10月発行

このしおりは、主に戸塚区在住の方の利用申し込みに関することを掲載しています。

「令和7年度 横浜市保育所等利用案内」《若草色(薄緑色)の冊子》(以下、「利用案内」)と共に、内容をよくお読みのうえ、申請してください。

1 申請期間・申請方法等(利用案内 P12 参照)

(1)一次申請

	令和6年10月10日(木) ~ 令和6年11月6日(水)
申請期間	オンライン申請の場合は23時59分までの送信分、郵送の場合は締切日消印が有効
	※希望園の追加・順位変更や不足書類のみ <u>令和6年11月28日(木)消印有効</u> まで受付。
	※一次申請の締切を過ぎた場合は二次申請の対象となります。
	オンライン申請 (横浜市に住民登録がありマイナンバーカードをお持ちの方)
	マイナポータルからのオンライン申請
	詳細については、オンライン申請ページ(下記二次元バーコード)をご確認ください。
	または、横浜市ウェブサイトで「保育所利用のオンライン申請」とご検索ください。
	※通信障害等の責任は負いかねますので、余裕をもって申請してください。
	※申請の際には、申請データ(控え)をダウンロードしてください。
	※マイナポータルからの自動返信のメールをもって受付確認とします。
	(要ドメイン指定「@mail.oss.myna.go.jp」)
	郵送
申請方法	<u><u></u> <u><u></u> <u> </u></u></u>
	横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター宛
	※利用案内に挟み込まれている専用封筒(角形2号)もご活用いただけます。
	※「利用申請をされた皆様へ」を 12 月中旬までに郵送します。
	以下に該当する場合、
	戸塚区役所こども家庭支援課の窓口 (2階8番窓口)
	(月~金(祝日除く)午前8時45分~午後5時)
	・横浜市外の保育所等の利用を希望する場合(利用案内 P14 参照)
	・個別に支援を必要とするお子さんの場合(利用案内 P4 参照)
	・出生前に申請をする場合(利用案内 P13 参照)

(2)二次申請

申請期間	令和7年1月6日(月) ~ 令和7年2月10日(月)必着
	※希望園の追加・順位変更や不足書類の提出についても令和7年2月10日(月)必着。
	オンライン申請 (令和7年2月10日(月)23時59分までの送信分が有効)
申請方法	マイナポータルからのオンライン申請
	郵送 (締切日必着)
	<u><u></u></u>
	横浜市戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区役所こども家庭支援課宛
	※利用案内に挟み込まれている専用封筒(ピンク色・長形3号)もご活用いただけます。
	窓口(月~金(祝日除く)午前8時45分~午後5時)
	 戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口

(3)結果通知日程(利用案内 P20 参照)

一次申請	令和7年2月上旬まで
二次申請	令和7年3月10日前後

2 申請に必要な書類(利用案内 P16~19 参照)

(1)全ての方が必要な書類(利用案内 P16 も必ずお読みください)

必要な書類	注意点
A 給付認定申請書 兼認定內容確認票	児童1人につき1部。裏面も記載。
B 利用申請書(保育所等用)	児童1人につき1部。裏面も記載。
D マイナンバー記入用紙、本人確認書類	児童1人につき1部。
D マイナンハー記八用紙、本八催認音類	利用案内 P19 を必ずお読みください。
提出書類確認票(兼重要事項確認票)	1世帯につき1部。裏面も記載。
保育を必要とすることを証明する書類	保護者分(父母等) ※(2)参照
返信用封筒 ※受付確認の書類返送用	4月1日入所一次申請(郵送)の場合のみ (長形3号サイズ程度・110円切手を貼付けしたもの)

・提出書類は返却いたしません。必要な場合はあらかじめコピー等をとったうえで提出してください。 なお、育児休業給付金の手続きには、市区町村に保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しが必要となりました。必ず、申請前にご自身でコピーを取るようにお願いします。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類(利用案内 P16 も必ずお読みください)

- ・きょうだいで同時に申請を行う場合は、きょうだい人数分のコピーを添付してください。
- ・期限までに提出されなかった場合は、「求職中」ランクでの利用調整となりますのでご注意ください。

保護者の状況	必要な書類
雇用されている方(内定の場合を含む) 自営業の方	就労証明書 [※]
妊娠しているとき、出産の準備や出産後	母子健康手帳のコピー (「表紙」と「分娩 (出産) 予定日が確認で
の休養が必要なとき	きるページ」)
 保護者が病気・けがのとき	診断書等(医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載
	されたもの)
保護者に障害があるとき	障害者手帳等のコピー ・身体障害者手帳の場合…手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分のコピー ・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の場合…手帳番号、本人欄が確認てきる部分のコピー
病人や障害者、要介護者を介護している とき	・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール
通所(通学)の付添いをしているとき	・通園または通学証明書・付添いのタイムスケジュール
保護者が学校に通っているとき	・在学証明書・在学期間・時間割の分かる資料

[※]基準日の翌日以降に就労を開始される場合で、基準日時点で他での就労実績がある方は、備考欄に退職日が 記載されている前職の「就労証明書」もご提出ください。

(3) その他の状況により必要になる書類(利用案内 P17~18 も必ずお読みください)

世帯の状況等	必要な書類	
常態的に月2回以上の夜勤がある方	夜勤証明書	
基準日時点で有償で保育施設等に月64時間以上預けている方	在園(利用)証明書等	
令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方	令和6年度住民税(非)課税証明書等	

- ・常態的に月2回以上の夜勤がある方は夜勤証明書を提出してください。夜勤証明書の代替として、就労証明書 No. 18 の備考欄に「月2回以上の夜勤あり」と記載いただくことも可能としています。その場合、「月2回以上」の記載がない場合(月当たりの回数の記載がない場合や、就労時間帯のみの記載の場合等)には月2回以上の夜勤がないものとみなしますので、提出前に必ず記載内容について確認してください。
- ・申請児童を基準日時点で有償で保育施設(認可外保育施設、幼稚園等)に月64時間以上預けている方等は、在園(利用)証明書等を提出してください。証明書には利用期間・利用時間等を必ず記入してもらってください。なお、基準日を過ぎてから預けている場合は、対象外です。
- ・令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方は「令和6年度住民税(非)課税証明書」等が必要です。 (令和6年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの)
- ※利用調整において、複数の児童が同一ランク・同一調整指数で並んだ場合、経済的状況(合計所得金額)で利用調整を行うことがあるため、課税証明書等の提出がないと優先順位が下がる可能性があります。
- ※課税証明書等の提出がない方や市民税が未申告の方は、利用料が最高階層になる場合があります。

■返信用封筒

郵送申請された方には「利用申請をされた皆様へ」を郵送しますので、返信用封筒(長形3号サイズ程度)に返信先の宛名を記入し、110円切手を貼付してください。(4月1日入所、一次申請・郵送申請のみ)なお、オンライン申請の場合には、マイナポータルからの自動返信のメールをもって受付確認とします。

■基準日について(利用案内 P21 参照)

保育所等の入所選考である利用調整は、基準日時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。基準 日以降に、保護者等の退職・転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど、世帯の状況が変わる、またはその 可能性があるときは、申請前・申請後にかかわらず、区役所こども家庭支援課へ必ずご相談ください。

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、下の表のと おりです。

利用開始月	基	準日
A407 F 4 D	一次利用調整	令和6年9月末日
令和7年4月	二次利用調整	令和7年1月末日

3 その他

(1)保育必要量について(利用案内P10~11参照)

給付認定申請書の、希望する区分(保育標準時間または保育短時間)にチェックしてください。保護者の希望と保育を必要とする事由に応じた保育の必要量で判定します。就労・就学の場合は通勤時間等を含めて利用時間を決定しますので、申請書の勤務先等までの通勤・通学時間は正確に記入してください。 保育標準時間と保育短時間では保育料が異なりますので、利用案内 P27 でご確認ください。

(2)個別の支援・医療的ケアを必要とするお子さんで入所を希望する方(オンライン・郵送申請対象外)

申請に先立ち、区役所こども家庭支援課の窓口でご相談を受け付けています。

	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口
相談窓口	申請期間:令和6年10月10日(木)~令和6年11月6日(水)
	上記期間内に余裕をもってご来庁ください。
	<個別に支援を必要とするお子さん>
	障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れなどその他気になることがあるお子さん
	は、申請に先立ち、区役所こども家庭支援課の窓口でご相談を受け付けています。申請に
	あたっては、利用を希望する保育所等を見学いただく必要があります。お子さんが安全に
注意事項	保育所等で過ごすためには、お子さんに必要な支援の内容を保育所等としっかり共有す
	ることが大切であるため、 <u>お子さんを連れて見学に行くようにしてください。</u>
	<医療的ケアを必要とするお子さん>
	事前に園との受入れの調整を行う必要があるため、申請の前に必ず戸塚区こども家庭支
	援課にご相談いただくようお願いします。_

(3)出生前申請をされる方(利用案内 P13 参照)(オンライン・郵送申請対象外)

4月一次申請のみ出生前の申請を受け付けます。直接、窓口にお越しください。

対象児童	令和7年2月3日(月)までの出生児(予定日が2月3日(月)以降でも申請が可能です。)
追加書類	母子健康手帳の「表紙」及び「分娩(出産)予定日が確認できるページ」のコピー
申請期限	令和6年11月6日(水)(月~金(祝日除く)午前8時45分~午後5時)

- ※令和7年2月3日(月)までに出産し、令和7年2月10日(月)までに区役所こども家庭支援課に「出生後届出書」の提出が必要です。提出がなかった場合には、利用調整の対象にはなりません。
- ※0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もありますので、ご注意 ください。

(4)戸塚区在住で横浜市外の保育所等を希望する方 (利用案内 P14 参照) (オンライン・郵送申請対象外)

利用を希望する保育所等がある市区町村に事前に問合せいただき締切日と必要書類をご確認ください。

申込先	戸塚区役所こども家庭支援課 2階8番窓口
申請期限	希望先保育所等のある市区町村締切日の10日前まで

(5)横浜市外にお住まいで横浜市内の保育所等を希望する方(利用案内 P14 参照)(オンライン申請対象外)

お住まいの市区町村を通してご申請ください。申請書類については、横浜市の締切日の 10 日程度前までに余裕をもってお住まいの市区町村にご提出ください。

申込先	お住まいの市区町村の保育所入所担当課
申請期限	横浜市の締切(一次申請)令和6年 11 月 6 日(水)消印有効
	(二次申請)令和7年2月10日(月)必着

※横浜市に転入する予定がない方、転入することが分かる書類を提出できない方は二次申請からとなります。 なお、利用調整基準の別表2における「9 保育士等」の要件を満たす場合には、一次利用調整からの対象 となります。(利用調整基準は本しおりの6ページの二次元コードからご確認いただけます。)

(6) 令和6年度中の利用申請をされる方(利用案内 P15 参照)

令和6年12月から令和7年3月の利用を希望される方は、申請方法、提出先、様式が異なります。「令和6年度横浜市保育所等利用案内」《薄いピンク色の冊子》に基づいて申請してください。なお、令和6年度様式を令和7年度申請用として利用することはできませんのでご注意ください。

令和6年度中の利用が決定し、その保育所等を利用する場合は、令和7年4月からの利用申請の取り下げが必要となります。

(7) 転園を希望する方(利用案内 P15 参照)

現在横浜市内の認可保育所等を利用中で転園を希望される方は、新規申請が必要となります。 <u>転園が内定した場合には、内定を辞退した場合でも元の保育所等に戻ることはできません。</u>

(8) 育児休業の延長を許容できる方の利用調整について (利用案内 P23 参照)

育児休業給付金の手続きには、市区町村に保育所等の利用申請をした際の<u>申請書類の写しが必要</u>となりました。必ず、申請前にご自身でコピーを取るようお願いいたします。

「育休延長の許容」の選択は、保育所等の利用を希望する前提で、育児休業の延長を許容できる方がチェックいただくものであるため、チェックすることをもってただちに育児休業給付金の審査に影響がでることはありません。

【参考】

令和7年4月より、育児休業給付金の手続きが改正されました(以下ウェブサイト参照)。 育児休業給付金は国の制度であるため、ハローワーク等の審査内容については、<u>横浜市にお問い合わせいただいても一切お答えできません。</u>詳細を確認したい場合には、ハローワークや勤務先にお問い合わせください。

≪厚生労働省ウェブサイト≫

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

4 申請後の流れ

(1)内定の方

- ・一次利用調整で内定が出た方は、二次利用調整での転園申請はできません。転園を希望される場合は 5月1日以降利用開始の申請を行ってください。ただし、きょうだい同時申請で別々の園に内定した 場合または在園中のきょうだいと別園に内定した場合、及び転居[※]の場合は除きます。
- ※転居の場合は一次申請で内定した園を辞退することが条件です。
- ・申請後、保育所等の利用が不要になった場合や内定が出た後の取り下げは、速やかにご連絡ください。 内定を辞退した場合、改めて利用を希望する際は、再度利用申請が必要です。
 - なお、やむを得ず辞退した場合でも、保留通知書は交付されません。
- ・育児休業中に申請して4月1日に利用決定した方は、4月中に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職をせず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。復職の見込みが立たないことが判明した場合、速やかにご連絡ください。

なお、地域型保育事業等の卒園児が他の施設に進級するときに限り、育児休業中の事由で利用を継続することができます。

ただし、きょうだい同時申請の場合、取扱いが一部異なりますので、以下の URL より ご確認ください。





・内定された方に未就学の上のお子さんがいる場合、保育料のきょうだい児減免が受けられます。令和 7年4月1日時点で上のお子さんを下記施設に預ける予定がある場合は、「きょうだい児多子軽減届 出書」を提出してください。

【対象施設】横浜保育室、障害児通所施設、企業主導型保育事業、横浜市年度限定保育事業、 横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業等

(2)保留の方

- ・一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象になります。希望園の変更や、保育 を必要とする事由等が変更になる場合は、二次申請の締切日までに必要な書類を提出してください。
- ・二次利用調整の結果は、二次から申請した方・内定された方・園の追加をした方にのみ通知を発送します。
- ・保留になった方は、希望の保育所等の利用申請者として登録され、申請の取り下げ、又は利用が決定するまで自動的に翌月以降の利用調整の対象(令和8年3月まで有効)となり、利用が決定した場合のみ通知します。
- ・保留中に保育を必要とする事由等に変更があった場合は、変更届や就労証明書等必要書類を必ず提出 してください。また、保留中に保育所等の利用が必要なくなった場合は、速やかに利用申請取下書兼 利用申請内容変更届出書を提出してください。

■様式のダウンロードなど【横浜市ウェブサイト】

「令和7年度 横浜市 保育所 利用案内」で検索いただけます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoikuyoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/r7hoikuriyou.html



■戸塚区認可保育所等利用申請について【戸塚区ウェブサイト】

「戸塚区 保育所」で検索いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kosodate_kyoiku/hoiku/azuketai/20150916105358.html



■横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等【横浜市ウェブサイト】

認定及び利用調整における基準や考え方について定めている「横浜市給付認定及び 調整に関する基準」及び「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の具体的運用に ついてご覧いただけます。



https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/kijun.html

■えんさがしサポート★よこはま保育

「えんさがし よこはま」で検索いただけます。

横浜市では、保護者の方の園選びを支援し希望園の選択肢を広げることを目的に、 保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」を運営しています。 見学する園を選ぶ際の参考にご覧ください。



https://enmikke.jp/parental/ensagashisupport/yokohama/